

平成 31 年度で見込まれる組織再編税制の改正の概要 ～株式交換後の合併に焦点を当てて～

平成 31 年度の税制改正で、企業が株式交換その他の組織再編によって他の会社を完全子会社にした後に逆さ合併¹を行う場合でも、その組織再編が適格組織再編の対象となることが見込まれている²。

現行法の場合において、例えば、株式交換後に株式交換完全子法人を被合併法人とする適格合併が見込まれている場合には、その株式交換の時から適格合併の直前の時まで株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に株式交換完全親法人による完全支配関係が継続することが必要とされているが、一方、株式交換後に株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併が見込まれている場合には、その適格合併後に株式交換完全子法人と適格合併に係る合併法人との間にその合併法人による完全支配関係が継続することが必要とされている（法法 2 十二の十七、法令 4 の 3^⑱、^⑲、^⑳六、^㉑五）。

したがって、株式交換完全子法人を合併法人、株式交換完全親法人を被合併法人とする逆さ合併の場合には、その合併が適格合併であったとしても当初の株式交換が非適格の株式交換となってしまう。

そこで、平成 31 年度の税制改正要望の一つとして、株式交換その他の組織再編によって他の会社を完全子会社にした後に逆さ合併を行う場合でも、その組織再編が適格組織再編の対象とすることが挙げられている。

また、親会社を合併法人、子会社を被合併法人とする合併が通常行われる形式であるが、子会社が許認可等を受けている場合には、その保全のためにあえて逆さ合併が行われるというケースもあり、そのような場合については当初の組織再編の適格性が否定されるべきではないとの意見が実務家の中で以前からある³。そのような点からみてもこの改正の実現可能性は高いように思われる。

¹ ここでいう逆さ合併とは、子会社を合併法人、親会社を被合併法人とする合併をいう（経済産業省経済産業政策局産業創造課「平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項」（平成 30 年 8 月））。

² 経済産業省・前掲注 1。

³ 太田洋「三角合併等対応税制と M&A 実務への影響」59 頁（租税研究 705 号、2008 年）。

平成 30 年 11 月 30 日

中村 慈美 税 理 士 事 務 所

所長税理士 中村 慈美	税理士 松本 博帝	客員税理士 小松 誠志
〒 100-0004		
所在地 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー6F		
TEL 03-6268-0462(代表) / FAX 03-6268-0463		
e-mail info@nakayoshi-tax.com		
事務所 HP http://www.nakayoshi-tax.com/index.html		

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M&A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスをを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税 / 仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答 他
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成、ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件(申立審(東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」(商事法務)に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。